

二 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（地域的の一般的拘束力）

第十八条（略）

253（略）

現 行

（地域的の一般的拘束力）

第十八条（略）

253（略）

4 第一項の申立てに係る労働協約が最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一條に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、同項の決定をするについては、賃金に関する部分に関する、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働局長の意見を聽かなければならない。この場合において、都道府県労働局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聽かなければならない。

（船員労働委員会）

第十九条の十三 船員法（昭和二十一年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員を除く。以下この項において同じ。）に関するはこの法律に規定する中央労働委員会、都道府県労働委員会並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び国土交通大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、船員については、適用しない。

（船員労働委員会）

第十九条の十三 船員法（昭和二十一年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員を除く。以下この項において同じ。）に関するはこの法律に規定する中央労働委員会、都道府県労働委員会並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び国土交通大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、船員については、適用しない。

2~5

(略)

2~5

(略)

三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（中央最低賃金審議会）

第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（中央最低賃金審議会）

第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号。これに基づく命令を含む。）及び労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の定めるところによる。

第三十一条 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十九年法律第二百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二百五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第三十一条 中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二百五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

最低賃金法の一部を改正する法律案参考条文

最低賃金法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

- 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号） 1
- 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号） 2
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
(昭和六十年法律第八十八号) 3
- 船員法（昭和二十二年法律第二百号） 3
- 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号） 3

最低賃金法の一部を改正する法律案参考条文

○最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）（抄）

（最低賃金の効力）

第五条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの

二 適常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの

三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わなければならぬものではない。

（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

第十六条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の異議を公示しなければならない。

2～5 （略）

（委員）

第二十九条 委員は、政令で定めることにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

2・3 （略）
4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第三十条 最低賃金審議会に会長を置く。
2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 3 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、あらかじめ第一項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第二十一条 (略)

- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
4・5 (略)
6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をもつものとする。

(報告)

- 第三十五条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせねばならない。

(労働基準監督官の権限)

- 第三十八条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすらるべことがやきり。

2・3 (略)

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

(都道府県知事による職業訓練の認定)

- 第一百四条 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないときは、この限りでない。

2・4 (略)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（労働基準法の適用に関する特例）

第四十四条 労働基準法第九条に規定する事業（以下この節において単に「事業」という。）の事業主（以下この条において單に「事業主」という。）に雇用され、他の事業主の事業における派遣就業のために当該事業に派遣されている同条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業に使用される者及び家事使用人を除く。）であつて、当該他の事業主（以下この条において「派遣先の事業主」という。）に雇用されていないもの（以下この節において「派遣中の労働者」という。）の派遣就業に関しては、当該派遣中の労働者が派遣されている事業（以下この節において「派遣先の事業」といふ。）もまた、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、同法第三条、第五条及び第六十九条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

2~6 (略)

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（船員）

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

○船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）

（船員法の適用に関する特例等）

第八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶（以下この条及び次条において単に「船舶」という。）に乗り組む派遣船員であつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないもの（以下この条及び次条において「乗組み派遣船員」という。）の派遣就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、同法第六条の規定により適用される労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三条及び第五条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

2~2 (略)